

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 DEC (Vol.91)

CONTENTS

中国で高まる健康志向と日本食の存在感	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース 第91回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：2025年度予算案	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアの新首都「ヌサンタラ」：ビジネスと持続可能性を促進する税制優遇措置の全貌	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏10	
フレーザー研究所発表：香港が再び経済自由度1位に	12
香港マイツビジネスコンサルティング	
タイ最新ビジネス情報.....	14
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
清算 vs 持分譲渡における日中双方で発生する税務コストの解説.....	16
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米田公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムにおける2024年地域別最低賃金改定	20
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ベトナムのいまとみらい <第14回> ベトナムのクリスマスとEC市場について	21
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL: 086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

中国で高まる健康志向と日本食の存在感

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

1. ダイエットブーム

今年、中国ではちょっとしたダイエットブームが起きています。そのきっかけとなったのは、ある日本映画のリメイク版が公開されたことです。

その日本映画とは、2014年に公開され、主演の安藤サクラさんが日本アカデミー賞最優秀主演女優賞を受賞するなど、国内外あわせ通算21の映画賞を獲得し、異例のロングランヒットとなった『百円の恋』です。実家にひきこもり、自堕落な日々を送っていた女性主人公が、あるボクサーとの出会いから恋愛とボクシングに目覚めていくというヒューマンドラマです。

その『百円の恋』を、中国で国民的人気のコメディアン兼女優のジャー・リンが主演・監督を務めてリメイクし、『热辣滚烫（読み：ルーラーゲンタン）』のタイトルで2024年2月10日に公開したところ、春節期（旧正月＝2月10日～18日）のナンバーワンヒット作となり、中国でリメイクされた日本映画の最高興行収入記録を大幅に更新しました。



【映画『热辣滚烫』】

国民的人気のジャー・リンが、本作の制作に挑むにあたり、1年以上もメディアから姿を消し、元々80kgほどあった自身の体重から更に約20kg

増量。100kgを超えた状態で撮影を開始し、撮影と並行して取り組んだ厳しいボクシングトレーニングを経て、最終的に50kg以上もの減量に成功しました。100kg超の引きこもりがボクシングに励み、50kgの減量に成功し、見違える美女に大変身していく姿が大きな話題となり、ダイエットブームに火を付けました。

特に若い中国人女性の間では、1日の食事内容と体重を、SNSのグループチャットで公開することがブームとなっています。その日に食べた物と体重計の数字を写真に収め、SNSに投稿します。お互いをチャットで励まし合いながら取り組むことで、習慣化され、効果も出やすくなるようです。

中国のソーシャルコマースプラットフォーム「小红书」では最近、「超シンプルな食事」が話題となり、それをマネしているネットユーザーも少なくないと言われています。「超シンプルな食事」には、「冷たい」、「ベジタブル」、「量が少ない」という3つの特徴があります。「超シンプルな食事」は、ほとんどの中国料理の調理法に比べ、使用する油や塩が少なく、食事の量もかなり少ないため、カロリーも低くなっています。また、野菜の割合が高く、炭水化物、特に米や麺類の摂取が非常に少なく、主食が雑穀である場合もあります。この「超シンプルな食事」は、近年流行している「プチ断食」や「ダイエットメニュー」ともほとんど変わらないため、中国の若者の間で流行りつつあります。

2. 高まる健康志向

現在の中国では、生活水準の向上に伴い、人々は健康的な食生活を重視するようになってきました。新鮮な食材を使い、あっさりとした味付けと合理的な組み合わせでバランスのとれた食事構成が特徴の日本食は、現代の中国の人々が求める健康的な食生活のニーズに合致していると言えます。

中国では古くから薬などの化学物質で健康を維持するのではなく、体の中から直す食で補うという考え方を基本としており、食と養生の繋がりを非常に大切にしています。中国の若者を対象とした消費動向に関する調査では、健康食品・健康飲料が消費カテゴリーの上位にランクインするなど、年齢層を問わず食養生の考え方が浸透していることが分かります。

雑誌「中国新聞週刊」が11月22日に発表した「2024 興味深いライフスタイル報告」のデータでは、中国の若者が何にお金を使っているかに迫っています。中国の規模の異なる都市の16歳から40歳までの男女7725人から有効回答を得た結果として、質を下げたくない日常の消費について、回答者の73.5%が「飲食」を選んでいました。そして、「飲食の面では、まずヘルシーなことが絶対の条件」との見方を示しています。

3. 日本料理の存在感

現在の中国は節約志向の傾向にあり、コスパを重視する人が増えています。しかしながら、飲食に関しては質を落としたいと考える若者が多く、口にするものに関してはお金を使うが、その分他で支出を抑えたいという考えのようです。

日本の大手寿司チェーンやラーメンなど、日本料理は中国企業の飲食店と比較すると割高にもかかわらず人気があります。現在の理性消費傾向にある中国で、なぜ割高な日本料理が人気なのか。それは、飲食に関しての出費を抑えたくない、体にとって健康な物を口にしたい、といった近年の中国の人々のお金の使い方と、昨今の健康志向ブームが関係しているのだと思います。

中国料理と比較すると使われる油の量が少なく、他の料理と自分好みに組み合わせて食べることが

できる日本料理はヘルシーで、健康志向が高まっている中国の人々にとっても魅力的なようです。

中国国内では割高な日本料理ですが、健康志向が高まれば高まるほど、ますます日本料理の存在感が大きくなっていくような気がしています。

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 91 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はシンガポール、タイ、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～シンガポール～**■越境リモートワーク～シンガポール、日本と諸外国の課税～**

近年、特にコロナ禍以降、越境リモートワークが急速に普及しています。シンガポールでも、この新しい働き方が注目を集めていますが、税務や法律面での課題も多く存在します。本記事では、シンガポールにおける越境リモートワークの実態と、注意すべきポイントを詳しく解説します。

1. 越境リモートワークとは

越境リモートワークとは、国境を越えて異なる国の企業に雇用され、リモートで働く形態を指します。例えば、シンガポールに住む日本人が日本企業に雇用されるケースや、シンガポール人が日本企業に就職するものの、ビザの問題で入国できずリモートで働き始めるケースなどが該当します。

2. 雇用と業務委託の違い

シンガポールでは、雇用関係を「業務の契約 (Contract of Service)」、業務委託を「業務用の契約 (Contract for Service)」と呼び分けています。

①雇用 Contract of Service) の特徴：

- ・シンガポール雇用法の適用を受ける
- ・雇用契約書で主要な雇用条件を明文化する必要がある従業員は法的保護を受けられる

②業務委託 (Contract for Service) の特徴：

- ・独立した個人事業主と法人の契約
- ・雇用法の適用を受けない
- ・特別な法的保護はない

3. 越境リモートワークの実態

シンガポールでは、以下のようなケースで越境リモートワークが増加しています：

1. EP ホルダーの配偶者が就労許可を得られず、海外企業にリモートで雇用される
2. シンガポールで働いていた外国人が帰国し、リモートで継続勤務する
3. シンガポール企業に就職が決まったが、入国できずリモートで勤務を開始する

4. 法律上の取り扱い

越境リモートワークは、多くの場合、従来の雇用法の枠組みに当てはまらず、法的保護が不十分な状況にあります。

シンガポールの場合、個人が外国法人に対して業務を行うことは雇用・業務委託いずれの形でも問題ありません。また、個人事業主としての登記は不要です。

※ただし、社会保険や年金基金への加入ができないなど、従来の雇用と比べて不利な点も多いため、報酬面でその分を補填するケースも多くあります。

5. 税務上の注意点**①恒久的施設 (PE) の問題**

越境リモートワークで注意すべき点の一つが、個人の活動が恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) と認定されるリスクです。

PE とは：外国企業が他国で事業を行う上で、その国内に設置する固定的な事業場所のこと。PE と認定されると、その国で法人所得税を支払う必要が生じます。

対策：

- ・リモートワークの業務内容を、営業活動を含まない事務作業に限定する
- ・企業名義での販売活動避ける

②個人所得税の取り扱い

越境リモートワークにおける個人所得税は、原則として以下のように扱われます：

- ・報酬を受け取る場所に関わらず、個人が滞在している国で課税所得を申告・納税する
- ・税務上の居住者（Tax Residence）は、通常 183 日以上滞りで認定される
- ・シンガポールでは、60 日を超える滞りで納税義務が発生する

二重課税の回避：

租税条約を締結している国同士の場合、外国税額控除制度を利用して二重課税を回避できます。滞在証明や納税証明を用意し、適切な手続きを行うことが重要です。

～タイ～

■トランプ大統領就任によるタイ経済への影響について

11 月 5 日に行われた米国大統領選挙で、ドナルド・トランプ元大統領が再選を果たしました。選挙結果がタイ経済に与える影響について、タイ商務省は 10 月 21 日、声明を発表しました。同省は、米国大統領選挙の結果がタイの貿易や投資にどのような影響を与えるかを分析し、タイの産業界に必要な対応を促しています。

【貿易面での影響】

タイ商務省の貿易政策戦略事務局（TPSO）によると、米国と中国間の貿易摩擦が一層激化する可能性が高く、米国が中国製品に対してさらに高い関税を課すことで、米国企業が中国からタイへの生産拠点移転を進める可能性があると考えられています。

また、米国が非関税障壁を強化する動きも予想され、タイ企業は米国市場での競争力を維持するために製品規格の見直しや改善が求められるとしています。

【投資面での影響】

投資に関しては、トランプ氏の「米国第一主義」政策が引き続き推進される見込みで、米国企業が自国回帰を進めるための税制優遇措置が施行されると、タイへの投資が減少する恐れがあります。特に、タイの電子機器や自動車部品産業への影響が懸念されており、技術移転の遅れや競争力低下のリスクが指摘されています。

また、半導体や 5G などのハイテク分野に対する規制強化が、米国からの研究開発・イノベーション投資を制約し、タイの技術開発に影響を及ぼす可能性があると考えられています。

【今後の展開】

タイ商務省は、米国市場依存のリスクを分散するため、米国以外の市場への輸出拡大を進めるべきだと強調しています。また、付加価値を高めるための製品の品質向上や、再生可能エネルギー分野への投資の推進が必要とされています。さらに、政府は国内での技術開発を加速させ、クリーン技術関連のインフラ整備や人材育成を進めることが求められています。これに関連して、タイ政府は10月24日に「国家半導体・先端電子工学政策委員会」を設置し、半導体産業の発展に向けた具体的な施策を検討しています。タイ政府は、他国との連携を深め、強靱なサプライチェーンの構築に努めるべきだと認識しており、今後の展開に注視していく必要があります。

~マレーシア~

■マレーシアでの社会保障制度：“SOCSO”とは？

マレーシアにおける社会保障制度は、労働者の生活を守るための重要な役割を果たしています。その中でも特に重要なのが「SOCSO（社会保障機構）」です。本記事では、SOCSOの仕組みや加入条件、拠出方法について詳しく解説します。

1. SOCSOとは？

SOCSOは、Social Security Organizationの略で、マレーシアにおける労働者のための社会保障制度です。この制度は、労働災害や疾病による就労不能時に備えた保険を提供し、医療補償や障害補償、葬儀給付などを行っています。主にマレーシア国民と永住権を持つ外国人労働者が対象となります。

2. 加入義務と保険料

SOCSOへの加入は60歳未満のマレーシア人被雇用者に対して義務付けられており、雇用者と被雇用者がそれぞれ保険料を負担します。具体的には、月給に対して雇用者が1.75%、被雇用者が0.5%を拠出します。給与額が4,000リンギット（RM）を超える場合には、それぞれ69.05RMと19.75RMが上限となります。

60歳以上のマレーシア人や外国人労働者については、雇用者のみが1.25%の保険料を負担し、こちらも4,000RM以上の場合には49.40RMが上限となります。このように年齢や国籍によって負担割合が異なるため、企業は正確な情報を把握しておくことが重要です。

3. 拠出手続きと期限

SOCSOへの保険料拠出は、当月の給与に対して翌月15日までに完了する必要があります。支払い手続きはSOCSOの公式ウェブサイトから行うこと

ができます。また、新規雇用の場合は 30 日以内に登録を完了させる必要があります。登録方法としては、オンライン申請または所定のフォームを利用して最寄りの SOCSO オフィスへ提出する方法があります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア:2025 年度予算案

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 新税制・配当金への課税がスタート
- 年間 10 万リンギを超える配当所得を有する個人株主に課税

<配当金課税>

N子：加藤さん。今回は 2025 年度予算案の 2 回目となります。

加藤：そうですね。今日は、新たに始まる配当金課税について、ご説明したいと思います。

N子：政府は増税したいけど、富裕層のみから取りますよっていうアピールがしたい、その最たるものですかね。

加藤：まあそうですね。しかも、いちおうマレーシア税制的には大きな変更なんですけど、正直、通常の駐在員の方々には関係のない分野なんですよ。

N子：ただ、読者にはオーナー社長さんも結構いらっしゃるから。

加藤：そうですね。私を含め、オーナー社長には関係がありますね。

N子：オーナー社長について言うと、個人所得税率の方が、法人税率より高いんですね？だから、今までは受取配当金が免税されていたことで、節税できてたと前回伺いました。

加藤：はい。金額にもよりますが、個人所得税率が、年間所得 10 万リンギを超える部分については 25%以上になり、最高税率が 30%です。法人

税率は 24%ですから、取締役報酬でもらうより、配当でもらう方が得だったんです。

N子：その節税策は今後も有効だけど、配当課税の 2%だけ旨味が減るということですね？

加藤：はい、その通りです。税率は 2%ですからね。ちなみに、年間 10 万リンギを超える配当所得に課税されるということです。対象は個人株主で、居住者、非居住者、ノミニーを通じて株式を保有する個人全てが含まれます。

N子：なるほど。

加藤：そもそも、受取配当金を非課税にするという考え方は、マレーシアに限らず日本を含む他国にもある考え方なんです。私が 100%所有する会社があるとして、その会社が利益を出して 24%の法人税が取られ、残った金を配当して、それにも個人所得税がかかってしまうと二重課税ですからね。仮に、複数の持株会社を間にかませると、個人オーナーに配当が回ってくる頃には、既に原資がなくなってしまうんです。ですから、諸国が類似の制度を持っているのですが、マレーシア程完全に免税してくれた国は多くないんじゃないかな。

N子：そうなんですね。それがこの度、遂に一部課税される事になったんですね。

加藤：はい。あと、細かい話ですが、以下の配当所得については引き続き免税になります。

- 海外からの配当所得
- パイオニアステータス及び再投資控除を受けた企業の利益から分配される配当所得
- 税金が免除される船舶会社の利益から支払われる配当所得
- 協同組合から分配される配当所得
- クローズドエンド型ファンドが宣言した配当所得
- 居住者がラブアン法人から受取る配当所得
- 株主レベルで配当所得に与えられる免税

N子：なるほど。

加藤：また、従業員年金基金（EPF）、レンバガタブンアンカタンテンテラ（LTAT）、アマナ・サハム・ナシナル・ブミプトラ（ASNB）、投資信託からの利益分配も課税対象外です。

N子：はい。発効は 2025 年度ですね。

加藤：はい。あと配当課税の具体的な計算式は以下の通りになりますが、次回、具体例をあげてご説明いたします。

$$[A / B] \times C = D$$

A – 配当法定所得

B – 総所得

C – 課税対象所得

D – 課税対象となる配当所得

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアの新首都「ヌサンタラ」： ビジネスと持続可能性を促進する税制優遇 措置の全貌

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

柴 颯馬氏

日本でもニュースになっているため、インドネシアの首都移転計画について聞いたことがある人もいるかと思います。インドネシア政府は現在の首都ジャカルタから、カリマンタン島の新都市ヌサンタラに移転することを既に承認しています。

インドネシア政府が新たに構想する首都「ヌサンタラ」は、同国の未来を象徴するプロジェクトです。この計画は、過密化や地盤沈下といった深刻な問題に直面している現首都ジャカルタからの移転を含み、経済、環境、社会的な課題に対応しながら国全体の発展を促進する目的で立ち上げられました。ヌサンタラは、インドネシア全土の多様な文化や人々が集まる「群島」を意味し、ボルネオ島東部の東カリマンタン州に位置しています。この地に新たな首都を築くことで、インドネシア政府は、人口密度の低い地域への資源分散を図り、ジャカルター極集中を解消しつつ、持続可能な開発を目指しています。

ヌサンタラ計画は単なる都市移転に留まらず、インドネシアの持続可能な未来の象徴として設計されています。再生可能エネルギーの導入や緑地の拡充、スマートなインフラの整備が進行中で、ヌサンタラは環境に優しい都市として発展を目指しています。これらの取り組みを支えるため、政府は多くの税制優遇措置を導入し、国内外の企業と人材を積極的に誘致しています。以下に、ヌサン

タラへのビジネス進出を後押しする主な税制優遇措置について詳しく見ていきましょう。

法人税の免除制度

ヌサンタラでの事業展開を促進するため、インフラ、公共サービス、製造業、観光業など戦略的価値を持つ分野への投資には、最大 30 年間の法人税免除が適用されます。この長期的な税制優遇は、企業にとって大きな経済的メリットを提供し、初期投資の負担を軽減する効果があります。また、地域経済の発展を促進するための政策として、ヌサンタラをインドネシア全体の経済成長の中枢に位置づける政府の意図が込められています。これにより、ヌサンタラは成長を目指す企業にとって非常に魅力的な投資先となっています。

本社や地域事務所設立企業への法人税減免

さらに、ヌサンタラに本社や地域事務所を構える企業に対しては、最初の 10 年間は法人税が 100%免除され、その後の 10 年間も 50%減免される特例が適用されます。これにより、国内外の企業が長期的な視点でヌサンタラに拠点を設け、持続的な経済活動を行いやすくなります。企業が安定的に活動できる環境を整えることで、ヌサンタラはインドネシアの新たなビジネス拠点として発展が期待されており、長期的な成長基盤を確立しています。

労働者のための個人所得税免除

企業の成長を支える労働者に対しても、ヌサンタラでは優遇措置が講じられています。ヌサンタラで雇用される従業員には個人所得税が免除され、税負担が大幅に軽減されるため、労働者にとっても高い収入を得やすい環境が整っています。このような措置により、ヌサンタラは他地域からの優秀な人材の移住を促進し、地域の経済成長を支え

る労働力を確保することが可能となります。企業にとっても、労働者の負担が軽減されることで、より多くの人材を集めやすくなり、結果的に都市全体の発展が加速することが期待されています。

研究開発・人材育成投資に対する税控除

ヌサンタラでは、研究開発（R&D）や人材育成に対する支援が手厚く行われており、企業が行う研究開発活動や人材育成への投資は税控除の対象となっています。これにより、革新性の高いプロジェクトが促進され、新しい技術やスキルの発展が期待されています。政府はこの優遇措置を通じて、ヌサンタラがイノベーションを生む拠点として成長することを目指しており、将来的にはインドネシア全体の競争力向上に寄与するものとしています。企業も、税控除を受けながら新技術開発を進めることで、ヌサンタラでの事業活動がさらに活性化される見込みです。

関税と付加価値税の免除

産業の活性化を目的に、ヌサンタラでの事業活動に必要な資本財や物品の輸入にかかる関税および付加価値税（VAT）が免除されます。さらに前払い法人税の免除も適用され、企業が初期投資において負担を軽減することが可能です。この措置は、国内外の企業がコスト削減の恩恵を受けつつ、積極的にヌサンタラでの産業活動に参加できるよう設計されており、ヌサンタラを産業の拠点として発展させるための重要なインセンティブとなっています。

持続可能な都市への成長を支える税制

インドネシア政府は、ヌサンタラを持続可能な発展と経済成長を両立させる都市として構築することを目指しています。税制優遇措置を通じて企業と人材を集め、ヌサンタラはスマートで環境に配

慮した都市のモデルケースとなるべく、今後も多面的な支援策が講じられるでしょう。しかし一方で、新しい都市の建設にかかる費用は350億ドル（約5兆5000億円）と言われており、2045年の完成を予定していますが、インドネシア政府が資金の提供を約束しているのはこのうちわずか20%で、残りの資金の確保に苦労しているのが現状です。

日本では2022年3月にソフトバンクがこのプロジェクトへの出資を見送っており、なかなか思い通りには進んでいない部分も多いように感じられます。インドネシアで生活する人間として、個人的にも今後の動向に注目したいと思います。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman
E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta
Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

フレーザー研究所発表：**香港が再び経済自由度 1 位に**

香港マイツビジネスコンサルティング

カナダのバンクーバーに拠点を置くシンクタンクのフレーザー研究所が 10 月 16 日に発表した経済自由度を評価する「世界経済自由度 年次報告書 2024 年版」において、香港は 1 位に返り咲きました。昨年シンガポールにわずか 0.01 ポイントの差で抜かれて 2 位になるまで、香港は同報告書が公表されて以来 28 年連続で首位をキープしていました。今年は再び香港が 1 位となり、2 位はシンガポール、3 位はスイスでした。また日本は 11 位という結果で昨年 20 位から大きく順位を上げました。

評価項目は「政府の規模」「法制度と財産権」「通貨の健全性」「国際貿易の自由度」「規制（レギュレーション）」の 5 分野で構成され各 10 点満点で点数を付けます。世界 165 カ国・地域を対象として行われました。香港は「政府規模」におけるポイントは 45 位、「法制度と財産権」は 21 位でしたが、「通貨の健全性」は 3 位、「国際貿易の自由」と「規制」は 1 位でした。11 位だった日本は、「政府規模」が 130 位、「法制度と財産権」が 19 位、「通貨の健全性」が 1 位、「国際貿易の自由度」が 35 位、「規制」が 14 位でした。今年の報告は 2022 年の経済状況进行评估したもので、まだコロナ禍の影響もあり各国のデータが揃わない状況だったものの、再び世界一自由な経済圏と評価され首位に返り咲いた香港は、データが示すように世界で最も魅力的な経済圏だといえるでしょう。

さて香港政府行政長官は 10 月 16 日、任期中 3 回目となる施政方針演説を行い、香港の将来的な計

画や目標を示しました。景気回復に向けた新たな措置、住宅など生活にかかわる制度の改善、香港市民のみならず香港に居住する外国人にも関わる内容が含まれています。

<財政・経済>

- ・世界レベルの金（ゴールド）の国際取引センターの構築、大口商品取引用の金貯蓄施設の設置、保険、物流サービスなど関連事業の発展を促進する。
- ・香港の金融決済システム「FPS」と中国本土の決済システム「IBPS」の連携を促進し、リアルタイムで少額越境決済を可能にする。
- ・香港で 3000 万香港ドルを投資する外国人が香港に移住できる移民ビザの「新資本投資者入境スキーム（CIES）」、今後は 5000 万ドル以上の高級住宅用不動産も投資対象とする。
- ・酒類の輸入関税を引き下げる。現在アルコール度数 30%を超える飲料には 100%の関税が課しているが、今後は輸入価格が 200 香港ドルを超える酒類の税率は超過分の税率を 10%に引き下げる。
- ・高度 100 メートル以下の低空域での経済活動「低空経済」を発展させ、ドローンによる貨物輸送、低空越境航路の建設について本土と協議する。
- ・香港国際空港の第 3 滑走路システムを年内に完成させる。2035 年から空港の収容能力を 50%増加させる予定。
- ・香港の輸出入能力の増強、プロモーションのため「香港海運港口發展局」を新設する。

<脱炭素社会に向けて>

- ・タクシー、バス会社の電気自動車の購入補助金として約 7 億 5,000 万ドルを割り当てる。
- ・電気自動車用の急速充電施設の設置に助成金、2030 年までに 3,000 基の設置を予定。

・水素燃料電池電気大型車両の試験のための補助金制度を開始。

・廃棄物の削減とリサイクルの推進、「I・PARK1」が来年稼働、「I・PARK2」の建設も進め「埋め立てゼロ」を目指す。

<人材誘致>

・「ハイエンド・タレント・パス・スキーム」の申請対象となる大学を13校追加し198校に拡大、初回のビザ期間を従来の2年から3年に延長する。

・「Study in Hong Kong」の創設。奨学金等を提供しASEANやその他諸国からの留学生を誘致する。

・インターンシップ・プログラムの資格要件を緩和し、企業に付与される月額手当の限度を12,000香港ドルへ引き上げる。

<労働支援>

・今年6月に開始されたeMPFプラットフォームを利用し、従業員が雇用主の義務的拠出金から得られる未払いの給付を自分の選択でスキームに移すことができる「フルポータビリティ」提案を実施するための詳細を検討。

・来年5月1日より、MPF制度に基づく雇用主の義務的拠出金の未払い給付金を退職金と長期勤続金の相殺に充てる取り決めに廃止。雇用主のコストに充当するための補助金制度を開始。

・シルバー人材の活用、高齢者の再教育や再雇用を行い高齢者の生産性を高める。

<観光/ビザ>

・パンダ、競馬、エコツーリズムを香港観光のメインの観光商品として開発促進。

・深セン市民のためのマルチビザの再開、「週一入境」の適用は範囲拡大を中央政府に提案。

・カンボジア、ラオス、ミャンマー国民に対するマルチビザの申請基準を緩和、有効期間を2年から3年へ延長。

<住宅問題>

・今後5年間で公営住宅を18万9千戸建設する。

・「分譲住宅」賃貸制度の法制化。窓、独立トイレ、面積8平方メートル以上が条件。

・公営住宅と補助付き分譲マンションの比率を段階的に6:4に調整する。

・公共住宅入居権利の乱用防止のため、通報した人には報奨金が与えられる。

今回の施政方針には、香港の経済発展のみならず民生の改善措置も具体的に盛り込まれており、市民の期待に応えた内容になっていた印象です。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,

Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

タイ最新ビジネス情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

より、北部・東北部、及び南部大洪水被害による社会保険料率の引下げ措置について情報をお届けいたします。

2024 年 8 月以降、これまでタイの 42 県で洪水が発生し、村が洪水や地滑りの影響を受け、住宅やインフラが損壊し、約 50 名が死亡し、負傷者は 220 名以上にのぼりました。

また約 17 万 6,000 世帯が洪水の影響を受けていることを受け、2024 年 10 月 22 日、閣議決定において、洪水被害を受けたタイの北部・北東部・南部の 42 県において、経済的な被害が拡大していることを受け、法人・個人向けの支援策として社会保険料の料率を 5%～3%に引き下げることを選択しました。なお対象期間は 2024 年 10 月～2025 年 3 月までとなります。

■社会保険料率の引下げ措置について

◇第 33 条被保険者： 5%→ 3%
(事業所で雇用されている労働者)

◇第 39 条被保険者： 9%→ 5.9%
(事業所退職後に任意継続加入)

北部・北東部、及び南部の 42 県

クラビー県、カンチャナブリー県、カラシン県、ガンペン県、コーンケン県、チャイヤプーム県、チュムボン県、チェンライ県、チェンマイ県、トラン県、ターク県、ナコンナーヨック県、ナコンパトム県、ナコンパノム県、ナコンラーチャシーマー県、ナコンシータマラート県、ナコンサワン県、ナーン県、ブンガン県、パヤオ県、パンガー県、

ピジット県、ピサヌローク県、ペッチャブーン県、プレー県、プーケット県、マハーサラカーム県、ムクダハン県、メーホンソン県、ロイエット県、ランパーン県、ランブーン県、ルーイ県、サトゥーン県、サラブリ県、スコタイ県、スラータニー県、ノンカーイ県、ノンブアラムプー県、アントーン県、ウドンタニー県、ウッタラディット県

対象期間：

2024 年 10 月～2025 年 3 月分の社会保険料

その他、洪水被害を受けたタイの北部および北東部の住民に対し、9 月分の電気料金を支払い免除するとことも発表されております。

さらに支援を強化するため、10 月には対象地域の住民に対し、電気料金を 30%削減することも予定されております。

財務省も小規模農家を支援するため、農業・農業協同組合銀行を通じた債務返済の猶予を導入し、この危機の中での財政的負担を軽減するということです。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

－お問い合わせ先－

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

清算 vs 持分譲渡における日中双方で発生する 税務コストの解説

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

近年、中国からの撤退や再編のご相談をよく受けますが、現在の中国では、現地法人の撤退にせよ、第三者に売却（いわゆる M&A）や従業員への売却（MBO）のいずれの手法でも確実に撤退が可能であり、マイツグループがご支援するケースでは残余財産や譲渡代金もスムーズに回収している状況です。

このように撤退が確実に実行可能な状況下、現在、マイツグループでは撤退実務のご支援だけでなく、個別・具体的な撤退方法のアドバイザリーや前段階のブレインストーミングのご相談対応の際に、各種の撤退方式における現地法人/親会社の課税関係のご質問をされる企業も多いです。

従い、本稿では撤退の典型事例とも言える、清算と持分譲渡形式における日中の課税関係について説明します。

1. 清算：

清算にかかる日中の課税関係は以下の通りです。

(1) 現地法人

清算過程において、税務抹消時の審査を経て、現地法人が納付すべき税金が確定します。税金の追徴が発生した場合、当該納税後に税務登記が抹消され、その時点で現地法人の課税関係は終了します。尚、現在は、現地法人の既往の納税対応に特段大きな瑕疵がなければ、税務調査（当局担当官による実地調査）自体が実施されないケースも見

受けられるなど従前とは大きく異なり、短期間で完了するケースも散見します。

(2) 日本本社

現地法人の清算手続きの終了に伴い、残余財産の回収が可能な場合には、金額の多寡によって以下の通り、①中国（企業所得税）、②日本（法人税）の双方にて課税される可能性があり、留意が必要です。

以下に具体的な数値を上げつつ、説明します。

例 1：

払込資本金 100、未処分利益 200（払込資本金額＝海外子会社株式（現地法人）の簿価ⁱ）と仮定

①中国（企業所得税）

現地法人の清算手続きの終了に伴い、残余財産の分配時、日本本社が受領する当該所得は、企業所得税法ⁱⁱと同实施条例ⁱⁱⁱ（以下“同法等”と表記）に従い、中国の課税対象取引になります。この中国国内源泉所得について、現地法人の未処分利益及び剰余金の累計額を看做し配当所得と認識します^{iv}。

但し、同法等により看做し配当所得等に対し、非居住者企業には企業所得税率 10%が適用^vされ（本例では $20=200 \times 10\%$ が）送金時に源泉課税されます

②日本（法人税）

上記①に基づき、回収資金 300（看做し配当金 200）を受領し、日本側の会計処理例は以下の通りです。

<借方>		
・現預金	:	280
・租税公課（10%源泉課税部分）	:	20

<貸方>		
・海外子会社株式	:	100
・清算益（看做し配当金）	:	200

日本（法人税）では、当該清算益（看做し配当金）に対し、外国子会社配当益金不算入制度^{vi}の適用を受けられれば、95%相当額まで益金不算入となり、上記例では10(200×5%)のみが益金となります。尚、同制度の適用を受けた場合、既に95%相当額まで免税扱いの為、日中双方での二重課税は“ほぼ”排除されている為、中国側での源泉納税金額（本例20）に対する外国税額控除の適用までは認められない点は、留意が必要です。

2. 持分譲渡：

持分譲渡にかかる日中の課税関係は以下の通りです。

(1) 現地法人

日本本社の出資持分を売却する際の課税関係であり、現地法人には特段の課税関係は発生しません（が、現地法人側では、管轄局や銀行等における出資者変更の関連手続きを要します）。

但し、持分譲渡に先立ち、例えば現地法人が親子ローン等の借入金や買掛金の債務免除を受け債務再編所得が生じる等、現地法人側でも同再編取引に関連して、納税義務の発生する可能性があります^{vii}。

(2) 日本本社

中国ではゼロ円（ゼロ元）譲渡は認められないものの、備忘価格（Ex.1 元）での譲渡もあり得ます。一方、土地所有権の含み益や優良な顧客資産を有

するケース等では、譲渡益が生じるケースもあります。後者では清算時と同様に、金額の多寡により①中国の企業所得税と、②日本の法人税の両方が課税される可能性がある点に、留意が必要です。

例 2:

譲渡価格 300

（払込資本金 100、持分譲渡所得（譲渡益）200）、
他の条件は上記設定と同様と仮定

①中国（企業所得税）

清算時と同様に、譲渡益も中国国内源泉所得であり、日本本社には以下の計算式により譲渡益が生じれば、同じく企業所得税率 10%（本例では 20 = 200 × 10%）を納税します。

譲渡益 =

持分譲渡価格 — 持分譲渡原価（払込資本金/当該持分購入時に支払った持分譲渡金額）

また、持分譲渡価格、持分譲渡原価共に、納税時の為替レートを適用して税額を算出します^{viii}。

日本（法人税）

上記①に基づき、回収資金 300（譲渡益 200）を受領し、日本側の会計処理例は以下の通りです。

<借方>		
・現預金	:	280
・租税公課（10%課税部分）	:	20

<貸方>		
・海外子会社株式	:	100
・譲渡益	:	200

日本（法人税）に対しては、譲渡益 200 が課税所得に算入されます（従い、法人税率を 30% と仮定

すると税額 $60=200\times 30\%$ が、中国納税額分（本例 20）は、原則、外国税額控除の対象となり、実質的な税負担は 40（ $60-20$ ）となります^{ix}。

3. 留意事項

繰り返しになりますが、現在の中国では清算は確実に可能であり、もし現地法人に残余財産があれば確実に海外送金による回収も可能との現状を強調したいと思います。また持分譲渡では、第三者に売却する（所謂 M&A の）場合、特に土地使用権や規模等により、如何に有力な買い手候補を（できれば複数）見つけ出し、交渉を成立させるかが、投下資本回収の最大化と迅速な撤退手続きの完了に、肝要となります。マイツグループでは近年、買い手企業の探索や交渉も含めた M&A 業務にも注力し、幅広に対応しています^x。

- i 看做し配当所得に加え、海外子会社株式の簿価（税務上の投資簿価）≠払込資本金額（Ex. 海外子会社株式を時価にて譲渡取得）の場合、“株式譲渡損益”を認識する。
- ii 同法の原文 URL: [中华人民共和国企业所得税法（主席令第六十三号）](#)、[中华人民共和国中央人民政府门户网站](#)
- iii 同实施条例の原文 URL: [授权发布：中华人民共和国企业所得税法实施条例](#)
- iv 尚、残余財産から配当所得控除後の残額が投下資本（外貨建て出資額×清算時の為替レート）を上回る/下回る場合、譲渡所得/損失を認識する（譲渡所得に対して源泉税率 10%を適用する）。詳細は財税[2009]60 号を参照のこと。
- v 同实施条例（第 91 条）等。尚、配当、利子、使用料を中国現地法人から受領時の源泉企業所得税率 10%は日中租税条約とも同率であり、理論上は“日中租税条約の恩典享受”と考えれば中国税務当局に申告が必要とも思われるが、現時点の実務運用上、同申告の要求は特段ない、との認識。詳細は JP マイツ通信 2019 年 12 月号を参照のこと。URL: [ニューズレター アーカイブ](#) | [株式会社マイツ](#)

- vi 同制度の詳細は、国税庁 HP の右記 URL 等を参照のこと。URL: [第 1 法人税基本通達関係 | 国税庁](#)
- vii 但し欠損金との相殺が可能であり、繰越期間は最長で 5 年となっている（企業所得税法（第 18 条））。URL: [中华人民共和国企业所得税法（主席令第六十三号）](#)、[中华人民共和国中央人民政府门户网站](#)
- 一方、日本側の債務再編損失の損金処理の可否は個別・具体的に税理士等に慎重にご確認願う。FYI: [第 1 款 寄附金の範囲等 | 国税庁](#)
- viii 例えば（買収者が中国企業など）源泉徴収義務者が源泉徴収する場合、徴収義務発生日の TTM を適用。国家税務総局公告 2017 年 37 号を参照のこと。URL: [税务总局关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告 部门政务 中国政府网](#)
- ix 但し中国税務当局の認定時価による課税では、持分譲渡価格の超過部分への外国税額控除は適用不可と思われる点や、譲渡損での損金処理の可否（寄附金課税の有無）は個別・具体的な検討の必要あり。税理士等の専門家に慎重にご相談いただきたい。FYI: [合理的な整理計画又は再建計画とは | 国税庁](#)
- x URL: [M&A 中国 | 最新動向と成功事例から学ぶ海外企業の買収戦略とマイツの日中クロスボーダーM&A](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ベトナムにおける 2024 年地域別最低賃金改定

CaN International 国際会計事務所（マイトグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖

ベトナム政府は、2024 年 6 月 30 日付政令・第 74/2024/ND-CP 号を発行し、2024 年 7 月 1 日以降の最低賃金を決定しました。

従来通り、経済発展状況に応じた 4 地域※に分類されており、それぞれ最低賃金が定められています。各区分の最低賃金は以下の通りです。

月給

第一種地域：496 万ドン
第二種地域：441 万ドン
第三種地域：386 万ドン
第四種地域：345 万ドン

時給

第一種地域：23,800 ドン
第二種地域：21,200 ドン
第三種地域：18,600 ドン
第四種地域：16,600 ドン

各種地域の区分けは、当政令の附録に列举されています。なお、失業保険算定に際して保険料率を乗じる保険料算定基礎額の上限は、各地域の最低賃金の 20 倍となりますので、失業保険の算定にもご注意ください。

※ベトナムでは各都市の経済発展度に応じて地域を区分しており、ホーチミンやハノイ市等が最も高い第一種地域に設定されています。



会社名：CaN International 国際会計事務所（マイトグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL：<http://www.caninternational.co/>

問合先：info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地：31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL：+84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL：03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手がける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートファイナンス領域のコンサルティング業務を提供しています。

ベトナムのいまとみらい <第 14 回> ベトナムのクリスマスと EC 市場について

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

12 月に入り、ベトナムはクリスマスシーズンの雰囲気になっています。ホーチミン市では、オフィスビルやカフェがクリスマスの装飾で彩られ、街全体が華やかさを増しています。日中は暑い気候が続くものの、クリスマスツリーが飾られ、冬の雰囲気を演出する姿が見受けられます。教会も賑わい、友人同士でプレゼントを交換する光景は、日本と変わらない温かさがあります。

昨年のクリスマスには、ベトナム人の友人宅でのホームパーティーに参加し、地元のクリスマス料理を楽しむことができました。

それでもやはり、クリスマスに食べたいのは、日本のクリスマスケーキです。



さて、そんなクリスマスシーズンにおいて、ベトナムの EC 市場も活況を呈しています。近年、オンラインショッピングが急増している東南アジアでは、特にシンガポール発の EC サイト Shopee や Lazada が人気を集めています。2024 年第一四半期の調査によると、ベトナム国内での EC サイトの市場シェアは、Shopee が 67.9%、TikTok Shop が 23.2%、Lazada が 7.6%と報告されています。特に注目すべきは、2022 年に進出した TikTok Shop が、わずか 1 年で Lazada を超えるシェアを獲得したことです。これは、TikTok のインフルエンサーを活用したライブコマースが功を奏した結果であり、若い世代を中心に高い人気を誇っています。

一方、Lazada も独自の強みを持ち、特にマルチチャネル配送サービスの導入により、SNS アプリと連携した新しい注文方法を提供しています。これにより、ユーザーはより便利に商品を購入できるようになり、今後のロジスティック市場でのリーダーシップを目指しています。

私自身も Shopee を利用してプロテインを購入しました。英語表記に切り替えられるため、商品選定はスムーズでした。夜に注文した商品が翌日の午前中に届く迅速なデリバリーも魅力的です。ドライバーとのコミュニケーションは難しいものの、現金での受け取りが可能なため、銀行口座を持っていない人でも利用しやすい点が便利です。商品カテゴリも豊富で、頻繁におこなわれるプロモーションを活用する楽しみもあります。

2023 年のデータによれば、ベトナムの 5 大 EC プラットフォームの総売上高は 71 兆 2000 億ドンに達し、前年同期比で 78.69% の増加を記録しています。コロナ禍を経て、オンラインショッピングは消費者の習慣として定着し、特に家庭用電化製品の売上は 146.8% 増加しています。消費者は高額商品でも品質が証明されれば購入する傾向が強く、EC サイトの利用が日常化しています



今後、ベトナムの EC 市場はさらなる成長が期待されており、健康食品や化粧品、アパレルなどの分野においてもポテンシャルが高いと考えられます。競争が激化する中、各プラットフォームは新しい機能やサービスを提供し、ユーザーにとってより便利で安心なショッピング体験を提供することが求められており、今後も EC 市場の発展から目が離せません。

皆様も、ベトナムでクリスマスプレゼントを探す機会があれば、EC サイトも是非選択肢に加えてみてはいかがでしょうか。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung
HaNoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。